

平成25年度 第2回大分市清掃事業審議会会議録

日時：平成25年8月28日（水） 14：00～

場所：大分市保健所 6階大会議室

開会あいさつ

合原次長

委員紹介

学識経験者 吉岡 義正 委員

市議会議員 藤田 敬治 委員

各種団体の代表 田口 哲也 委員、福岡 由美子 委員、坂下 泰弘 委員

谷 純一郎 委員

市民の代表者 谷口 清 委員、渡辺 久子 委員、松林 宥 委員、阿部 千賀子 委員

市の職員 利光 泰和 委員

欠 席 池畑 義人 委員、田口 敦久 委員、黒木 大輔 委員

荒金 一義 委員

職員紹介

合原次長、藤澤次長、志堂寺次長兼課長、桑野参事、薬師寺次長兼課長、森崎参事後藤参事、藤田課長、江藤参事、長野参事、首藤参事

会長・副会長選出

事務局より会長に吉岡 義正 委員、副会長に藤田 敬治 委員という提案があり、全会一致で承認された。

会長あいさつ

吉岡会長

審 議

「廃棄物処理施設使用料の改定について」

「一時的多量廃棄物に係る処理手数料の改定について」

事務局

資料説明「廃棄物処理施設使用料の改定について」

【質疑応答】

吉岡会長

・次の説明に入る前に今お聞きになって忘れないうちに聞いておこうと思うことがあります。したらご質問ください。

委員

・何を聞いて良いかがわからない。

吉岡会長

・後で復習をしながらもう一度繰り返しますので、では次の一般廃棄物処理手数料の改定について説明をお願いします。

事務局

資料説明「一時的多量廃棄物に係る処理手数料の改定について」

【質疑応答】

吉岡会長

・今説明されたことで忘れないうちに聞いておきたいことはございますか。

一度にいろんな数字が出てまいりますので、非常に整理が難しいかというふうに思います。お配りしてあります資料の中で、右上にメモと書いてある小さいものが1枚ございます。ちょっとそれをご覧ください。間違いがありますけれども、細かいところはとりあえず置いておいて、要は何をするべきかと言いますと、家庭ごみ有料化の金額がこうこうですよという答申が出された。この金額は確定しているわけではございません。まだこれから議会、あるいは行政のところで具体的な金額が正確に決まっていくという形になります。従って今ここでやることは、この家庭ごみ有料化に伴って、他のごみの事業というものはどのように考えるべきであろうか、その基本的なルールはどうしたらいいだろうかということを考えることです。

ただそれでは実際そういうルールを作ってやった時に、金額が幾らになるかというのが分からない。何万円というような金額ができては困るというようなこともございますので、例示として金額が示されているというふうにお考えください。今ここで考えるべきは、どのような根拠に基づいて値上げをするか、値上げをするとするならばその計算方法という

ものはどのようにすべきであるか、それが基本的な考え方です。

そうしますと、まず最初に家庭ごみが幾らなんだということを、仮に10当たり0.8円という審議会の答申の値を使って計算をしていくとこうなりますよ、計算方法は案としてはこんな案がございますという形で説明された訳です。それで、いろんなごみのやり方がある、事業系ごみと、家庭から持ち込みのごみ、回収に伺うごみ、この3種類があります。その3種類ごとに行政機関は縦割りになっておりますので、別々の形で出てきておりますが、基本的には同じようなものなのです。

最初にごみの原価は幾らになるかと言いますと、ごみの収集原価は24,724円/t、それから処分原価は22,660円/tであります。合計して47,384円という金額になります。これはごみ処理のための原価です。これをみると、実際にその家庭から徴収しているお金でこれを負担していますが、それはどれくらいにあたるかという、19%になります。これはメモの要約1の上から2段目の2行目のところに19%という数字が出てまいります。大体2割くらいの負担で行われているのですよということになります。処分すなわち埋め立て関係だと思いますが、これなら4,305円、金額にするとこれだけで、%にすると同じ19%というのを使っています。そこで、これを基礎として計算をしましょう。そうすると事業系ごみはまず50%の負担ですよ、但し持ち込みですよ、ということですから、処分費用の部分だけで収集は関係ない。処分費用の分22,660円に、0.5をかけると11,000円になると、で、中途半端だから10,000円にしたいと、あるいは他都市とのバランスを考えて10,000円にしたいというような考え方で10,000円という案が出てきた。この場合負担率は44%、50%には至ってないという形になります。これは単位が350kgあたりとか100kgあたりとか20kgあたりとかいう単位がいろいろ出てきますけど、一応20kgというものに限定して考えていくと、20kgで200円という形になります。

あと一時的多量廃棄物ですけども、これも現行はこうなんだけれど、とりあえず収集経費はそのままにしておいて、処分経費の問題を考えたい。それで、同じ負担率19%というものを考えていくと、トン当たり4,305円という金額になって、これを20kgあたりにすると80円ですよという形になります。どちらを先に計算するかという問題は残りますけれど、基本的には家庭ごみが幾らかということが頭にあって、それからいろいろな推算や累算が行われてきているという形になっています。もちろんこれ以外にも、例えば犬猫の死体、ペットの死体をどうするかというような問題も含んでまいりますので、全体をまずご理解いただいて、それから個々の案件というものに入っていきたいと思います。全体につきまして、ご質問等ございましたならば今お願いしたいと思います。

委員

・個々の数字はそれぞれの担当部署で十分検討されてひねり出した数字と思って信頼をしていますので、ただ気になるところが一つ二つあるのは、ごみ有料化の時に、例えば政令

指定都市の各市の有料化状況の資料を出してくださいとか、他都市の資料を出してくださいとか、何度もお願いしてなかなか出てこなくて、今回これをみると、どうも大分市は値上げはするんですけどまだまだ安いんですよという資料については、いろいろ出てくるというように私は印象を持っています。どうして一貫して出していただけないのかなと、残念なところがあります。とにかく数字は読み込んでいませんので、全体的な感想で申し訳ありませんが、そんな印象です。

吉岡会長

・ただいまのお話は印象として伺っておきます。

他にご意見のある方、あるいはご質問のある方はいらっしゃいますか。

最初に資料1にございます大分市廃棄物処理施設使用料の改定についてというところをご覧ください。要するに決め方としてこんな方法でどうですかと言う部分を注目して頂きたいのです。

いくつかご質問させていただきますけれども、2ページの2の「事業系ごみ使用料見直しの考え方」の(1)「前回の使用料の改定負担割合」、この下から3行目のところ、平均して可燃ごみは64%、不燃ごみは59%であり、というふうになっておりますね。これは平成16年度当時のものですが、現在でもだいたいこの割合であるというふうに見てよろしいのでしょうか。

事務局

・他都市の算定基準を調査したところ、各市いろんな基準がございます。平均してというのは今回出してはおりませんが、本市のように事業系については50%と設定している都市もございますし、市によっては100%としているところもございますので、いろんな算定基準があるということでございます。

吉岡会長

・もう一つは3ページの(4)「今回の適正な使用料についての考え方」と書いてあるところの上の行です。実施時期については26年7月1日が適当であるというふうにされておりますが、7月1日が適当であるというのはなぜでしょうか。

事務局

・今回の事業系ごみの改定については、家庭ごみ有料化とは切り離して考えております。時期がいつかということですが、これは事業者へお知らせの関係がありまして、大体半年程度でどうであるかということをお考えしております。目標として来年の7月1日と考えているところでございます。

吉岡会長

・そうすると周知期間を6か月として、事務的な手続きが様々ございますでしょうから、それから判断して7月1日ぐらいという意味ですね。

事務局

・事務的な手続き準備も含めまして、そういうことです。

吉岡会長

・計算いたしますと目標は50%ですが、実際には40%台にとどまっているという形になっておりますけれども、その点について他の市町村とのバランスを考えたというふうなご説明になるだろうとは思いますが、追加して説明というのはございますか。

事務局

・例えば大分市のお隣に別府市がございます。お隣ですので例えば一方の市が安いと、逆にもう一方が高いとなれば、どうしても安い市のほうに流れる。いわゆる越境してごみが来るといった懸念があるということです。

吉岡会長

・逆に、これまで安かったところに入ってきたというような実際の経緯はございますか。

事務局

・具体的にあったという事実の確認はできておりませんが、そういった懸念があるということで今回ご提案いたしましたところです。

吉岡会長

・他の委員の方々、事業系ごみに関するもの、これは4ページの3「家庭ごみ使用料見直しの考え方」の上の部分まで、そこまでの部分でご質問等ございませんか。

本当は50%負担してもらいたいのだが、他のところも考えて、10,000円/tという形にしたいというのが基本だろうと思います。それを20kg単位で区切ってという形になっていますけれども、それが基本的なところです。

そうした算出の方法そのものに異議はございますか。

委員

・ちょっと聞きたいことがあるのですが、最近災害ごみというのが大雨の時とかに出るわけですが、例えばそういう竹田市のごみを大分市が受け入れるよというときは、当然また別の考え方で対応ということでもいいんでしょうか。

事務局

- ・災害時のごみについては、別対応と考えております。

吉岡会長

- ・他にございますか。

委員

- ・基本的なところなのですが、3ページ目の(3)ですが、改定理由のところ、上から3行目、直近の過去5年間で20年から24年度のトン当たりの処分原価は22,660円、前回の5年は、平成10年から14年のトン当たり17,231円ということで、32%上昇してますというのは、上昇した理由というのは分別を進めた結果ごみの量が減った。その減ったがために単価が上がってしまったとそういう理解でよろしいでしょうか。

事務局

- ・処分原価が上昇したのは、平成19年度に12分別の導入やあわせ産業廃棄物の搬入禁止、そういったごみ減量・リサイクルの施策を実施したことによって施設への搬入量が減り、ごみ処分にあたる経費も減るんですけども、それでも固定経費がございます。建設費であるとか、そういった関係でごみの量が減っても経費は減らない部分がありますので、その分で処分単価自体は上がったということです。

本市の考え方として、事業系ごみにつきましては、その時々で掛かる経費の50%は事業者として負担して頂くという考え方でありますので、このように改定というかたちであがったわけであります。また、当然経費削減はこれとは別に大きな課題として考えておりますので、経費・処分原価削減といった取り組みは、これまでも取り組んでおりますし、これからも推し進めていきたいと考えております。

吉岡会長

- ・具体的な数字と致しましては、資料2の横長の資料編の1ページ及び2ページに、家庭ごみ及び事業系ごみの年度別搬入量というものがございますので、それで処理原価が大きく関わってくるものがお分かりになるかと思います。

委員

- ・その場合、ごみ有料化をしますと更にごみが減る。そうなってくると、今回一生懸命考えて売り上げを算定しても、またそれが処理原価の5割までいなくて3割ぐらいになってしまう。そういう可能性はあるのですか。

事務局

・有料化後のごみ量や処理経費がどのあたりになるかというのは、現時点でははっきりわかりませんので、そういった意味で今後5年をめどに見直しが必要であるかどうか、そういったものを判断していきたいと考えております。

委員

・ありがとうございました。

吉岡会長

・ごみ処理の場合、固定費が掛かりますので、入ってくる量が減れば当然単価は上がってくるということにならざるを得ないだろうと、その時に50%を維持するかどうかということはまたその時の問題になるかと思われま。

他にございますか。

委員

・具体的な話になりますが、家庭系として考えるのか、事業系で考えるのか教えて欲しいのですが。例えばこれから独居老人が増えていくわけで、気の合う仲間とグループホーム的な、自主的な共同生活を始めた場合、それは事業系ごみなのか、家庭ごみなのか教えてください。

事務局

・これは福祉保健部のほうにお尋ねしないとわかりませんが、グループホームとしての位置づけということであれば、ひとつの事業所として捉えるべきかと思えます。それは個別、具体的にそれぞれ判断をすべきことではないかなと考えております。

吉岡会長

・よろしいですか。他にございますか。

それでは、事業系ごみの質疑はこれぐらいで打切ると致しまして、次は4ページ以降の「家庭ごみの使用料見直しの考え方」というところになります。

家庭ごみの場合には、公式というものが7ページから書いてございます。これが公式かどうかよくわからないのですけれども、これは算定手順のところにあまり具体的な数字は入れないほうが本当はいいんです。というのは、0.8円/lの価格が通ったものとしての数字はずっと言っているんで、47,000円という値も固定されているわけでもないし、変わる可能性もあるわけで、そういう意味では一般式を作る場合には、皆様方にはあまり慣れていないかもしれませんが、 $y = x_1 + x_2$ とかいうような形の式を作っておいて、これには何が該当するというのが本来の一般式です。

しかし、一般の方にはこのほうが解り易いとか、ちょっと私もそのあたりがよくわかりませんが、この算定方式をなぜ問題にするかと申しますと、物の考え方が算定方式に表れてくる。何々を50%にしましょうとか、何々をこういうふうに分けましょうとかというような考え方が実際の算定式に表れてくるから、考え方と算定式の間で齟齬をきたしてはならないというのが基本としてある。従いまして、こういう関係式を作ってその金額を出そうということ、その関係式に間違いは無いかという点をチェックして頂きたいのです。

こういう式を作る場合において、一番問題になりますのは実は前提条件なのです。前提条件というのはどういうことかと申しますと、例えば45ℓあたりの重さ4kgというものがあります。じゃあ一般のごみはそうだけれども、本当に持ち込まれるごみというのは、こんなかさ比重なのだろうか、とかいうどうしてもわからない部分がございます。それをこうしましょうというふうに決めていいのかどうかということも考え合わせながら、いろいろな質問をして頂き、かつ議論をしたいというふうに思っております。

何かございますか。

委員

・この家庭ごみの具体的な中身、例えば、ぱっと思いつくのは古い家具ですとか、そういう物のような気がするのですが、実際にはあとどういう物があるのでしょうか。

事務局

・家庭ごみ、この場合は一時的多量ごみということで、多い場合ということが考えられませんが、一般的にはダンスとか子供の勉強机とか、そういう物ということで考えております。

事務局

・一般的に工場に家庭から持ち込まれるごみというのは基本的にはステーションには出せないごみということで、45ℓの袋に入らないケースでありますとか、そういった場合が多くなるかと思えます。あとはステーションは曜日が決められておりますので、どうしてもその日に合わない場合とか、もしくは引っ越しとか片づけとかで大量に出た場合、そういったごみが工場に持ち込まれる。基本的にはステーションに出せないごみというふうにお考え頂いていいかと思えます。

吉岡会長

・よろしいですか。

委員

- ・はい。

吉岡会長

- ・他にございますか。

委員

- ・その場合、6ページ目の(3)今回の改定理由の(イ)に「更なる減量・リサイクルを図る」とあるんですけど、そういった種類のごみの場合、リサイクルというのはできそうなんですか。

事務局

- ・現行施設に持ち込まれている中には、リサイクルできる紙でありますとか、そういったものが実際のところ入っております。またリサイクルするべきものが可燃物の中に入っているケース等があります。当然こちらも工場ではその分は指導はして、できるだけ分別して頂くんですけども、袋の中に入っていてそのままピットの中に投入される場合は、なかなかこちらの指導が行き届かないケースがございます。今そういったかたちで、金額をある程度適正な金額で設定すれば、そういったごみ減量・リサイクルに対するインセンティブが働くものというふうに考えております。

委員

- ・ありがとうございました。

吉岡会長

- ・よろしいですか。他にございますか。
9ページの犬・猫の死体についてはいかがでしょうか、ペットの死体のほうです。

委員

- ・具体的には燃えるごみで出す、ということですね。

事務局

- ・これはあくまでもステーションではなくて、工場に直接持ち込んで頂いた場合の料金でございます。ステーションには出して頂かないようお願い致します。

吉岡会長

- ・通常のごみと同じように扱っても、なおかつステーションにだしてはいけないという理

由はどこから来るんですか。

事務局

・生き物につきましては死んだことによりまして、腐敗等が起こります。そうしますと、環境衛生上非常によくない状況があります。というようなことから、ステーションへの搬出はしないようお願いしたいと思います。

吉岡会長

・腐敗するという理由だったら台所のごみも全部腐敗するんですが。

事務局

・臭気とかハエとか、そういうふうな環境に悪い状況がその場で生まれるということがございますので、一般のステーションには出さないで頂きたいと思います。

吉岡会長

・一般市民の方の中で、そういう考え方をお持ちの方に説得とするならば、どういう説得の仕方があるのかなということをちょっと危惧するものですから、一応回答案を考えておいたほうがいいのではないかというふうには思います。

他にございますか。

委員

・ここに「野犬、野良猫等の場合は無料としています」とありますが、見つけたりした時は、どうするのが一番いいのでしょうか。

事務局

・今のご質問は、道路とかそういうところで死んでいる場合のことでよろしいのでしょうか。その場合は、こちらのほうで業者を委託しておりまして、その業者に電話して頂ければ、収集に伺うようになっております。

吉岡会長

・ひょっとして、首輪を外してしまえばわからないのですが。

事務局

・首輪をはずしてわからない場合は、無料で回収するというかたちにはなりません。

吉岡会長

・他にございますか。

一般市民の方は、焼却炉で燃やしているということはよくご存じですか。犬猫の死体というのは、他のペットも同じですが。

事務局

・ペットの死体、犬猫の死体の処理について問い合わせを頂きます。そのとき、実際工場でも処理はできますが、ただごみと一緒に処分させて頂きますということはあわせて伝えております。そうすると、それに対して遠慮される市民の方が実際半分くらいございます。

吉岡会長

・はい、ありがとうございます。他にございますか。

9ページ最後の「施設使用料改定の今後の方向性」というところで、5年を目途に見直しが必要かどうかの検討を行うというのは、なんで決めてしまわないのですか。普通法律をつくる場合には5年後に見直すといったかたちでよくつくりますが。過去5年間の平均の値を使うというふうに書いてあるのならば、これから5年先にもう一度「この金額になりました。ついてはどうでしょうか」ということを諮問すればいいわけでしょ。

事務局

・文章表現がそういうふうにとられて申し訳ありませんが、5年を目途に具体的に検討するという趣旨です。改定の必要がなければ、また私どもでその案を作ってお示ししたいと思えます。

吉岡会長

・他にご質問等ございますか。

それでは諮問頂きました「大分市廃棄物処理施設使用料の改定について」は、原案のとおり承認し、答申をしてよろしいでしょうか。

委員（一同）

・はい。

吉岡会長

・はい、それではそのように答申をさせて頂きます。

なお今後につきましては、会長の私にご一任頂ければというふうに思いますがよろしいでしょうか。

委員（一同）

・はい。

吉岡会長

・はい、ありがとうございます。

続いて資料4の「一般廃棄物処理手数料の改定について～一時的多量廃棄物に関わる分～」という議題がございます。ここがこれまでと違うのは何かと伺いますと、要するに、収集が伴っているという部分が違います。提案と致しましては、20kgを80円というかたちで行いたいということで、額としては0.35tで2,300円にしたいというもののなのです。これについて、ご質問等ございませんか。

先程の説明の中で、処分原価が3割ほど上がってきたというような説明があって、それを是正したいということで事業系ごみの料金見直しが出てまいりました。ここのところですが、施設使用料は上げるけれども運搬経費については考慮しないというようなかたちで今回はいきたいというお話でしたが、どうしてトータルで考えないのでしょうか。トータルで考えて問題が起きますか。

事務局

・資料の6ページ別表2の一番上のほうですが、ごみの収集に掛かる総費用の原価につきましてここに表しておりますが、上の段の平成16年度と、平成23年、24年の分を比べて頂きますと、あまり増加傾向にないということでありまして、これにつきましては、今回変更する必要はないんじゃないかということで確認をしております。

吉岡会長

・ごみの収集量そのものが確か少し減ってきているんですね、全体として見た場合。それにも関わらず原価が上がらない、むしろ下がるというのはなかなか難しい。上手に運営されているというふうにも思いますけれども、他が上がってここだけが上がらないというのは何か理由があるんですか。

事務局

・平成18年ですか、いろいろな業務の中で業者委託を進めておりまして、その分によりまして総原価が減少している、というところがございます。

吉岡会長

・民間委託を進めたから収集原価、処分原価ともに下がっている。では処分のほうも民間委託しているんですか。収集と処分の両方とも委託したから安くなったというふうに理解していいんですか。

事務局

・ごみ処分の現在運転業務については委託しております。他の分は職員でやっています。

吉岡会長

・その比例としてこれだけ下がったというふうに考えていいんですか。

つまり委託して人数がこれだけ減ったから、これだけ原価が下がったんですよと考えていいんですか。

事務局

・ごみ収集原価とごみの処分原価ですが、ごみ収集原価につきましては主な要因としましては人件費の削減によるものが大きな原因になるかと思えます。それからごみの処分原価につきましては、清掃工場を建てた際の減価償却費、これが年々減ってきております。それから諸経費、消耗品、光熱水費とか、そういった様々な物の減少が主な要因となっております。

吉岡会長

・はい、ありがとうございます。

他にご質問ございませんか。

ちょっと教えて頂きたいのが1ページの、最初の第1番の項目のところに1)2)3)というのがありますね。その2番目は、先程私どもが審議した改正という意味ですか。

事務局

・そうです。

吉岡会長

・そうすると1番と2番は同じことを言っているのかな。ただ単にその廃棄物処理施設使用料の改定に伴う手数料の調整だけですか。

事務局

・そういうことですが。

吉岡会長

・そういうことだそうです。だから80円/20kgにしたから、こっちも80円/20kgにしますというだけの考え方です。

吉岡会長

・ご質問等はございませんか。

3 ページの一番最後の今後の方向性で、これも5年目ごとに見直しが必要かどうかの検討を行うことを考えていますとありますが、検討することを考えるのは何時でもできるんですが、5年ごとに見直しをしないのですか。

事務局

・先程と同様でございますが、5年ごとに検討を考えておりますが、その時々状況によって必要性を考えたいと思っています。そういう表現でございます。

吉岡会長

・回りくどい表現が分かりにくいのですが、端的に言うとうどういうことになるんですか。

事務局

・5年ごとの検討は考えております。

吉岡会長

・検討することを考えているのであって、検討するわけではないんですね。

事務局

・検討致します。

吉岡会長

・そうなると話が分かりやすいんです。
検討はいつまでにするんですか。5年後ですか。

事務局

・それを丸5年かけて行うということになるんですけど、5年になる前ですかね。

吉岡会長

・市民の目から見たら恐ろしく能率の悪い行政と思われませんか。5年かけてやるかやらないか検討するわけでしょう。これ基本ルールというものを一度作ってしまえば、あとが非常に楽になるはずなんです。法律だって5年やったら一度見直します。それで、そのままよければそのままいけばいいし、そこで変えようというのなら変えればいいんだし、5年間の平均でその金額を考えようと言うんなら、当然5年ごとにどうするかということを考えなければいけないんだから、その時に再検討するというのは当たり前の話のような気がするんですがね。委員の皆様はどうお考えですか。

委員

- ・当たり前の解釈ではないでしょうか。

吉岡会長

・書いてしまったことをなかなか今から書き直すということは難しいのかもしれませんが、いつでも逃げられるような形で物事をつくっておいたら、結局何も決まらずに、逆に言えば好きなようにできるという形になってしまって信頼を失うということになります。

原則はこうですよということを明確にしておく。じゃあ5年経ったらやりましょう、10年経ったからやりましょう、15年経ったからやりましょう、それだけのことでしょう。そう難しい話ではない。そう簡単なことだったならば、今決められるものは今決めてしまえばいいと思うんですが、どうでしょうかね。

事務局

- ・一括してお答えしたいと思います。先程施設使用料の際に申し上げましたように、5年ごとに見直すということであります。

吉岡会長

- ・はい、ありがとうございます。委員の皆様方、そういうことでよろしいでしょうか。

委員（一同）

- ・はい。

吉岡会長

- ・はい、ありがとうございます。

他にご質問等ございませんか。

それでは、一般廃棄物処理手数料の改定について（一時的多量廃棄物に関わる分）と致しまして、原案から一部のみ変更、3ページの「今後の方向性」のところ、また全部の原案からも「今後の方向性」の部分は明確にするという変更をして了承をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員（一同）

- ・はい。

吉岡会長

- ・よろしいでしょうか。先程と同じように文案につきましては会長にご一任頂けませんでしょうか。

委員（一同）

はい。

吉岡会長

- ・はい、ありがとうございます。
それではその他について事務局から何かございますか。

その他

「家庭ごみ有料化実施計画（案）」並びに「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正案の骨子」に関するパブリックコメント（市民意見公募制度）の結果について

事務局

資料説明

【質疑応答】

吉岡会長

- ・ただ今の報告についてご質問等ございますか。
多くの市民の方々に関心を持って頂いたようであります。いろんな貴重な意見があると思
います。是非ご一読されて、もし提案等があればまた機会がありましたら、その機会の時に
お願いをしたいと思います。
委員の皆様、これ以外に議論をしたいというようなことは何かございますか。
無いようですから、以上をもちまして全ての議事を終了致します。事務局にお返し致しま
す。

事務局

- ・お疲れ様でした。長時間に渡り委員の皆様お疲れ様でございました。
最後に、閉会のご挨拶を藤田副会長にお願い致します。

閉会あいさつ

藤田副会長

志堂寺次長

- ・ありがとうございました。以上をもちまして平成25年度第2回大分市清掃事業審議会を
終了致します。

なお、次回の審議会につきましては10月頃の開催を予定しておりますけれども、また詳細が決まり次第、文書にてご案内を申し上げます。本日はどうもありがとうございました。